

<参考>

●1, 2-ジクロロプロパンの法令での規制の検討スケジュール（予定）

- ・平成25年6月4日（火）

化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会

※健康障害防止措置について検討

（夏までに必要なばく露防止措置等の結論）

- ・法令改正は、10月頃公布、1月施行の予定

●化学物質による労働者の健康障害のリスク評価について

事業場で使用されている化学物質の中には、その取扱いによっては労働者にがんなどの健康障害を生じさせるおそれのあるものがあります。厚生労働省では、こうした物質を順次選定して、「化学物質のリスク評価検討会」を毎年開催し、「初期リスク評価」（※1）を行い、リスクが高いと考えられる事業場の存在が確認された物質については、さらに「詳細リスク評価」（※2）を実施して、事業場間などに共通するリスクがあるか否かを検討・提言しています。

※1「初期リスク評価」では、事業場で労働者がどの程度、化学物質にさらされたかを把握する実態調査（「ばく露実態調査」）で得られたばく露の程度（「ばく露レベル」）と、労働者が勤労生涯を通じてその物質に毎日さらされた場合に健康に悪影響が生じる「ばく露限界値」（「評価値」）との比較により、健康障害の生じるリスクの高低を判定しています。

※2「詳細リスク評価」では、初期リスク評価で高いばく露が確認された物質に対し、問題となる作業工程を対象に追加的にばく露実態調査を行い、事業場間等に共通するリスクの有無を判定しています。

●今回公表した3物質のほか、平成25年度中にリスク評価を行う7物質

【詳細リスク評価の予定物質】

- ・三酸化二アンチモン
- ・金属インジウム
- ・ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）

【初期リスク評価の予定物質】

- ・酸化チタン（ナノ粒子）
- ・N,N-ジメチルアセトアミド
- ・フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（別名 DEHP）
- ・リフラクトリーセラミックファイバー